

令和5年4月25日

学生各位

学長 浅田 和伸

本学における令和5年5月8日以降のコロナ感染症への対応について

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の区分が「5類」へ変更されることに伴い、同日以降の本学における感染時の対応等については、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 陽性が判明した場合

- 令和5年5月8日以降に判明したものについては、Google フォームによる報告は不要とします。
- 学校感染症による出席停止として取り扱いますので、インフルエンザ等と同様、必ず医療機関を受診のうえ、医師から指示された期間は自宅療養してください。

##### 2. 出席停止の取扱い

- 受診の際に本学指定の証明書様式を医療機関へ持参し、発症日や療養期間等必要な事項を記載した証明書を発行してもらってください。5月8日以降、出席停止の手続きには必ず医師による証明が必要となりますので留意してください。陽性の確認書類のみでは認められません。
- 療養期間経過後、直ちに学生支援課窓口へ証明書を持参し、出席停止に関する手続きを行ってください。手続きの詳細は公式HPを参照してください。

※証明書様式も公式HPに掲載しています。<https://sun.ac.jp/student/health/>

##### 3. 同居の家族等が陽性判明した場合

- 5月8日以降は濃厚接触者として指定されることはなく、外出制限もありませんので、大学への報告等は不要です。
- 濃厚接触者としての指定は行われませんので、出席停止の対象にはなりません。ただし、7日間程度は自身の体調に十分注意し、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしてください。もし自身に症状が見られた場合には、直ちに医療機関を受診してください。